

福岡県 PPP/PFI 導入検討基本方針

1 趣旨

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI の導入を積極的に検討する必要がある。

このため、公共施設等の整備等を行うに当たり、多様な PPP/PFI の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するため、その手続及び基準等を本方針に定める。

2 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む
- (7) 優先的検討 本方針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

3 優先的検討の開始時期

事業担当部局は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、優先的検討の対象事業であるか否かを判断し、対象事業である場合は、併せて優先的検討を行う。

なお、対象事業でないと判断した事業についてはその理由を、対象事業については優先的検討の結果を、当該事業に係る予算要求時に必ず付すものとする。

4 対象事業

(1) 対象事業の基準

従来型手法で実施する場合に、次の①又は②の事業費基準を満たす公共施設整備事業を、優先的検討の対象事業とする。

- ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修にかかる事業費に限る。）
- ② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等にかかる事業費に限る。）

（2） 対象事業の例外

（1）の基準に関わらず、次に掲げる公共施設整備事業については優先的検討の対象から除くものとする。

- ① 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ② 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ③ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が見込めない又は極めて限定的である公共施設整備事業

5 検討方法

優先的検討に当たっては、以下の流れで実施する。

（1） 検討する PPP/PFI の選択

① 採用手法の選択

対象事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、適切な PPP/PFI の手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。なお、採用手法は複数選択することができる。

② 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

①で唯一の採用手法が選択され、対象事業の同種事例の過去の実績に照らし、その採用手法の導入が適切であると認められる場合は、次の（2）簡易な検討及び（3）詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

（2） 簡易な検討

① 費用総額の比較による評価

従来型手法による場合と採用手法による場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、（1）において複数の採用手法を選択した場合においては、それぞれの採用手法について費用総額を算定し、導入の適否を評価するものとする。

- ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- イ 公共施設等の運営等の費用
- ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

- エ 調査に要する費用
- オ 資金調達に要する費用
- カ 利用料金収入

② その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、①にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

(3) 詳細な検討

(2) 簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行う。

詳細な検討においては、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と採用手法による場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

6 評価結果の公表

対象事業が5-(2) 簡易な検討又は5-(3) 詳細な検討でPPP/PFIの導入に適しないと評価した場合には、適しないと評価した旨及び評価内容を、県ホームページ上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

7 附則

(1) 施行期日

本方針は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

本方針の施行の際すでに公共施設整備事業を行う手法が決定している場合は、再度、当該事業について優先的検討を実施する必要はないものとする。なお、当該公共施設等について、新たに整備等を行う場合及び運営等の見直しを行う場合には、本方針に基づいて優先的検討を行うものとする。

(3) 方針の見直し

本方針は、今後の県におけるノウハウの蓄積や、国内外におけるPPP/PFIの進展に応じて、適宜、見直しを行うものとする。